

# 感染症の予防及びまん延防止のための指針

社会福祉法人 瑞穂町社会福祉協議会  
瑞穂町東部高齢者支援センター  
障がい者相談支援事業所

## 1 基本的な考え方

瑞穂町東部高齢者支援センター・障がい者相談支援事業所（以下「事業所」という。）は、利用者及び職員等（以下「利用者等」という。）の健康と安全を守るため平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、必要な措置を講じなければならない。そのため、感染症の予防及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるように本指針を策定し、職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2 感染症対策委員会の設置

利用者等の感染症予防及びまん延防止のための対策を検討するための、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会の委員は、管理者、感染対策の知識を有するもの（看護師等）、その他社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会会長が必要と認める者とする。
- (2) 委員会は、定期的（おおむね6月に1回以上）かつ必要な場合に開催する。
- (3) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合は、事業所が開催する他の会議体と一体的に行うことも差し支えない。
- (4) 委員会の検討事項は次のとおりとする。
  - ① 指針等の整備
  - ② 感染症発生時の対応と報告
  - ③ 職員を対象とした感染予防研修の実施に関する事
  - ④ その他、感染症の予防及びまん延防止のために必要な事項

## 3 平常時の対策

利用者等の健康と安全を守るため平常時の対策は次のとおりとする。

- ① 標準的な感染予防策
- ② 事業所内の衛生管理

#### 4 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を優先とし、次のとおりとする。

- ① 発生状況の把握
- ② 感染拡大の防止
- ③ 瑞穂町への報告
- ④ 保健所及び医療機関との連携

#### 5 職員に対する研修の実施

職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの順守を目的として「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

- ① 定期的な研修及び訓練（シミュレーション）の実施（1年に1回）
  - ・事業所内の消毒・換気
  - ・職員の体調チェック（検温）
  - ・飛散防止パネルの設置など必要な措置
- ② 新規採用者へ感染対策の基礎に関する研修を実施(必須)

#### 6 その他

- (1) 指針及びBCPは、委員会において必要に応じて見直し、改正するものとする。
- (2) 一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往があっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。
- (3) 指針は誰でも閲覧できるように事業所に備え置くとともに、法人ホームページにも公開する。

#### 附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。